

阿南市工事着手日指定契約方式実施要領の改正について

阿南市工事着手日指定契約方式実施要領第6条第2項に定める工程表の提出期間を工事着手日から起算して「10日以内」から「14日以内」に延長する改正を行いました。

令和7年6月1日施行です。

阿南市工事着手日指定契約方式実施要領（令和7年6月1日施行）新旧対照表

改 正 案	現 行
(工事着手日) 第6条(略) 2 受注者は、工事着手日を工事着手日から起算して <u>14日以内</u> （土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に提出する工程表に明記しなければならない。	(工事着手日) 第6条(略) 2 受注者は、工事着手日を工事着手日から起算して <u>10日以内</u> （土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に提出する工程表に明記しなければならない。